

石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(第1条関係) 石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

改 正	現 行
(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)・(5) (略) (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(定義) 第2条 (略) (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)・(5) (略) (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(第2条関係) 石巻市市税条例の一部改正

改 正	現 行
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとな	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとな

った日その他必要な事項を申告させることができる。	った日その他必要な事項を申告させることができる。
--------------------------	--------------------------

(第3条関係) 石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

改 正	現 行
(所掌事項) 第4条 (略) (1)～(4) (略) (5) 個人情報保護法施行条例に基づく実施機関の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイル(同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いに関する事項	(所掌事項) 第4条 (略) (1)～(4) (略) (5) 個人情報保護法施行条例に基づく実施機関の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いに関する事項 m